



第 4 章

資料編

1 高鍋町総合計画審議会条例

昭和45年6月18日

条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、高鍋町の総合計画を審議するため高鍋町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、高鍋町総合計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行う。

(委員)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、任命後の最初の招集は町長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和58年8月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和60年6月24日条例第14号)抄

1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附則(平成5年3月30日条例第3号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。



附則（平成 20 年 12 月 19 日条例第 18 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 12 月 15 日条例第 27 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 高鍋町総合計画推進本部設置要綱

平成19年11月30日

訓令第31号

(設置)

第1条 高鍋町総合計画(以下「総合計画」という。)の推進を図るため、高鍋町総合計画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他総合計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各課長及び各事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、地域政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱(平成18年高鍋町訓令第19号)は、廃止する。

附則(平成21年1月8日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月8日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

3 高鍋町総合計画審議会委員

任期：令和7年12月24日から策定終了まで

◆農業及び商工業関係の代表（5人）

所属団体等	氏名	備考
宮崎県農業協同組合児湯地区本部 運営委員	長谷部 将一	
高鍋町認定農業者協議会 会長	徳丸 拓郎	
高鍋商工会議所 事務局長兼総務課長	林 賢治	
高鍋商工会議所青年部 副会長	若山 幸一	
高鍋町商店街連合会 副会長	江崎 亮祐	

◆教育関係機関（2人）

高鍋町教育委員会 教育委員	野崎 憲次	
高鍋町社会教育委員 代表委員	酒匂 週藏	

◆学識経験者（2人）

宮崎県児湯農林振興局 総括次長	西野 修司	
宮崎産業経営大学 経営学部准教授	出山 実	会長

◆住民代表（8人）

高鍋町地域婦人連絡協議会 会長	原田 桂子	
高鍋商工会議所女性会 会長	米田 礼子	
宮崎県農業協同組合児湯地区本部女性部高鍋支部 部長	河邊 章子	
高鍋町社会福祉協議会 事務局長	小泉 達成	
高鍋町民生委員・児童委員協議会	秋月 種郎	
高鍋町高齢者クラブ連合会 会長	柏木 忠典	
高鍋町自治公民館連絡協議会 評議員	蓑毛 栄藏	指定委員
高鍋町保育力向上委員会 委員	永友 亜紀子	

4 諮問・答申

(1) 諮問書

高地－612
令和7年12月24日

高鍋町総合計画審議会会長 殿

高鍋町長 黒木 敏之

高鍋町総合計画について（諮問）

高鍋町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

【諮問事項】

第7次高鍋町総合計画前期基本計画（案）の策定について

(2) 答申書

令和8年2月27日

高鍋町長 黒木 敏之 様

高鍋町総合計画審議会
会長 出山 実

第7次高鍋町総合計画前期基本計画について（答申）

令和7年12月24日付高地－612で諮問のありました第7次高鍋町総合計画前期基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、適当であるとの結論に達しましたので答申いたします。

町においては、町の将来像の実現に向け、町民、事業者、関係団体及び行政が対話を重ね、相互の信頼のもとでまちづくりを推進されますよう要望いたします。

また、計画の推進にあたって留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

1. 町の将来像の実現、SDGs未来都市としての目標達成及び町民の幸福度向上に向けて、町民、事業者、関係団体との対話を基本とした連携・協働により、持続可能なまちづくりを推進すること。
2. 本計画に位置付けられた各施策を着実に推進すること。その推進にあたっては、町民や事業者等との信頼関係のもと、効果的かつ計画的に事業を展開すること。
3. まちづくりにおいて重要な政策判断や方向性の決定を行う場合には、町民や関係主体との対話の機会を積極的に設けること。また、対話の質の向上と継続性を確保するため、対話を担う職員の育成、運営手法の確立を図ること。
4. 本計画の内容及び進捗状況について、行政内部にとどまらず町民、事業者等へ広く周知し、多様な主体の積極的な参画を促進すること。

5 策定経過

	年月日	内容等
令和6年 (2024)	7月12日	町長インタビュー ▶まちづくりの将来像、長期ビジョンなど
	7月31日	町民意識調査 実施期間：7/31～8/26 回収率 37.8%
	11月1日	第1回高鍋町総合計画推進本部会議 ▶第6次高鍋町総合計画の計画期間延長について ▶策定に係るスケジュールについて
	11月5日	第1回職員ワークショップ ▶まちづくりゲーム「マチュア・ソサイエティ」
	11月18日	第2回職員ワークショップ ▶施策検討グループワーク
	11月21日	第1回町民ワークショップ ▶まちづくりゲーム「マチュア・ソサイエティ」
	12月17日	第2回町民ワークショップ ▶施策検討グループワーク
	12月18日	第3回職員ワークショップ ▶プレゼンテーション大会
令和7年 (2025)	6月12日	町長インタビュー ▶第7次高鍋町総合計画策定の方向性など
	7月1日	第2回高鍋町総合計画推進本部会議 ▶策定に係る方針について ▶策定に係るスケジュールについて
	10月15日	第3回高鍋町総合計画推進本部会議 ▶第7次高鍋町総合計画基本構想について
	11月17日	第4回高鍋町総合計画推進本部会議 ▶第7次高鍋町総合計画前期基本計画について
	12月24日	第1回高鍋町総合計画審議会 ▶委員委嘱・諮問 ▶策定に係る方針について ▶第7次高鍋町総合計画基本構想について
令和8年 (2026)	1月14日	第5回高鍋町総合計画推進本部会議 ▶第7次高鍋町総合計画前期基本計画について
	1月23日	第2回高鍋町総合計画審議会 ▶第7次高鍋町総合計画前期基本計画について
	2月2日	パブリックコメント 実施期間：2/2～2/21
	2月27日	答申書提出

6 町民意識調査

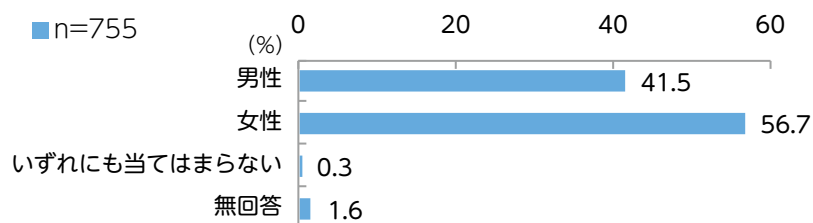
実施概要

調査対象	18歳以上の高鍋町内在住者 2,000人
調査期間	令和6年7月31日～8月26日
回収結果	回収数：755件 回収率 37.8%

回答者の属性

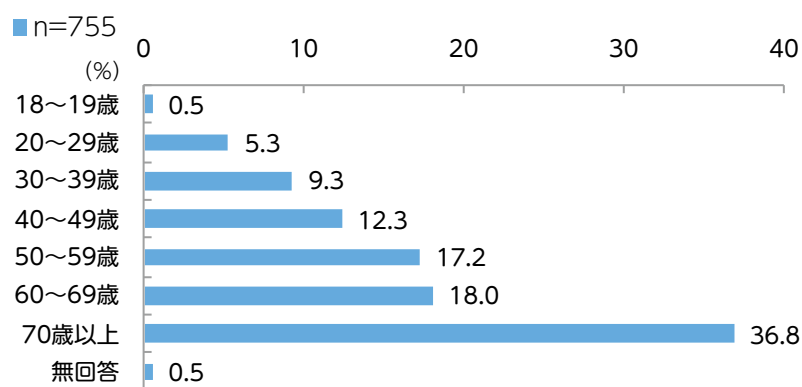
(1) 性別

回答者の性別は、「女性」(56.7%)、「男性」(41.5%)となっています。



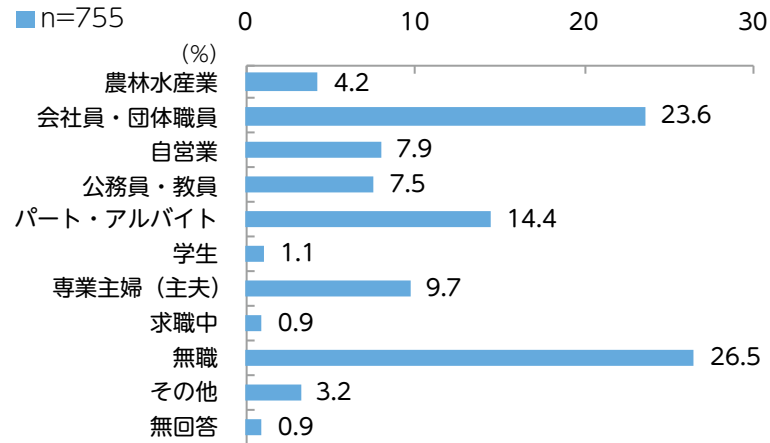
(2) 年齢

回答者の年齢は、「70歳以上」(36.8%)が最も多く、次いで「60～69歳」(18.0%)、「50～59歳」(17.2%)となっています。



(3) 職業

回答者の職業は、「無職」(26.5%)が最も多く、次いで「会社員・団体職員」(23.6%)、「パート・アルバイト」(14.4%)となっています。「無職」の割合が高い背景としては、「70歳以上」の回答者が36.8%を占めており、そのうち59.0%が「無職」と回答していることが要因と考えられます。

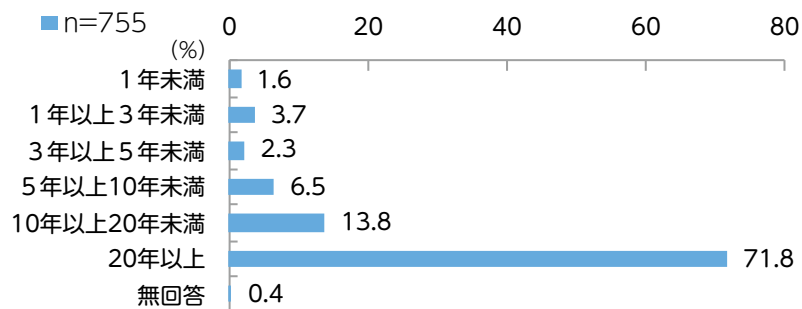


調査結果

1 「高鍋町での生活」について

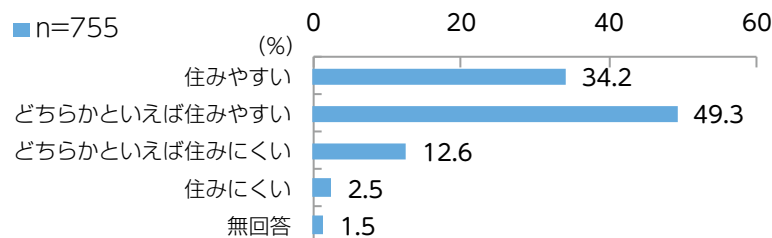
(1) 居住年数

居住年数は、「20年以上」(71.8%)が最も多く、次いで「10年以上20年未満」(13.8%)、「5年以上10年未満」(6.5%)となっています。回答者の約85%が高鍋町に10年以上居住しています。



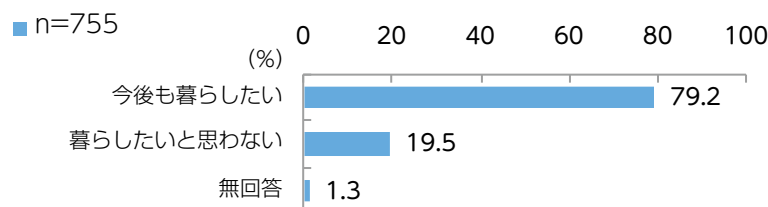
(2) 住みごちについて

住みごちについては、「どちらかといえば住みやすい」(49.3%)が最も多く、次いで「住みやすい」(34.2%)となっています。これらを合わせた“住みやすい”の割合は83.5%となっています。



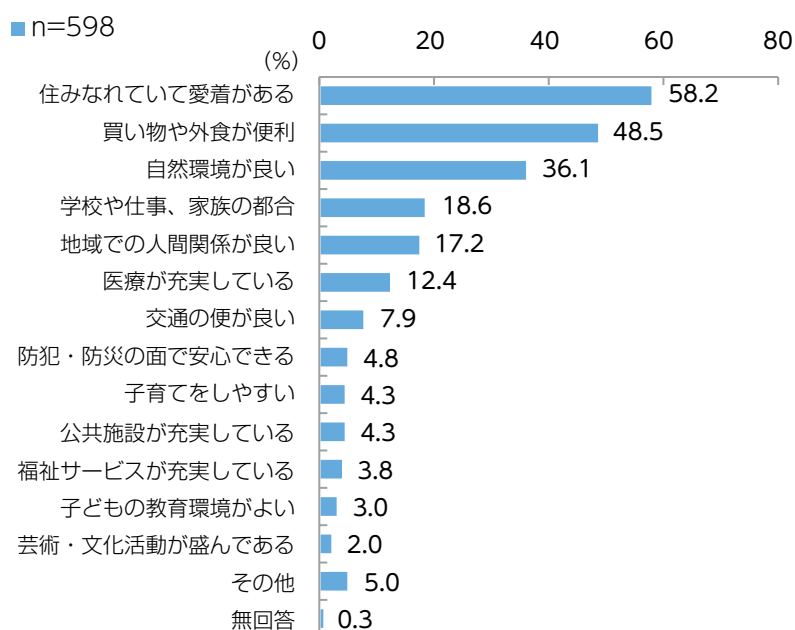
(3) 今後の定住意向

今後の定住意向については、「今後も暮らしたい」(79.2%)が多数を占め、「暮らしたいと思わない」(19.5%)となっています。回答者の約85%が10年以上居住していることから、長期居住者の割合が高いことが、定住意向の高さにつながっていると考えられます。



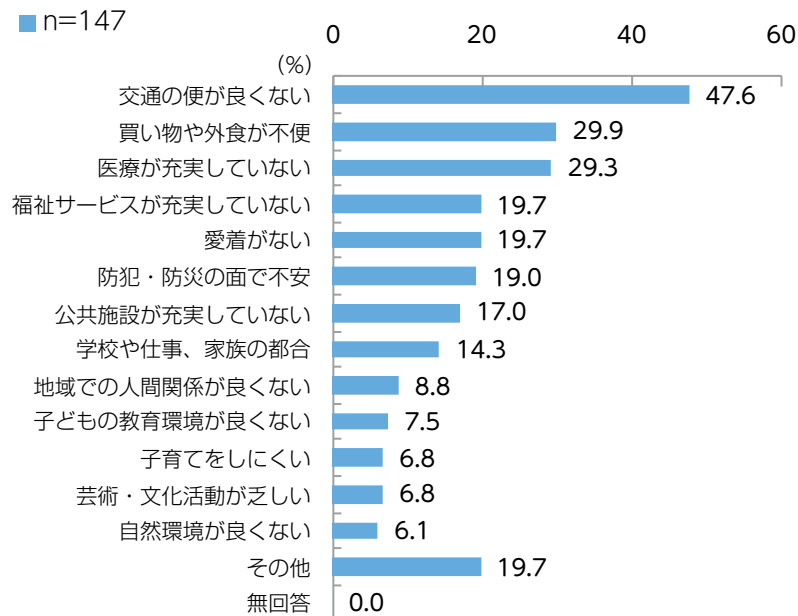
(4) 暮らしたい理由

暮らしたい理由については、「住みなれていて愛着がある」(58.2%)が最も多く、次いで「買い物や外食が便利」(48.5%)、「自然環境が良い」(36.1%)の順となっています。



(5) 暮らしたくない理由

暮らしたくない理由については、「交通の便が良くない」(47.6%)が最も多く、次いで「買い物や外食が不便」(29.9%)、「医療が充実していない」(29.3%)の順となっています。



買い物や外食の利便性は、暮らしたい理由・暮らしたくない理由の双方に挙げられており、交通も含めた生活環境に対して様々な受け止めがあることがうかがえます。

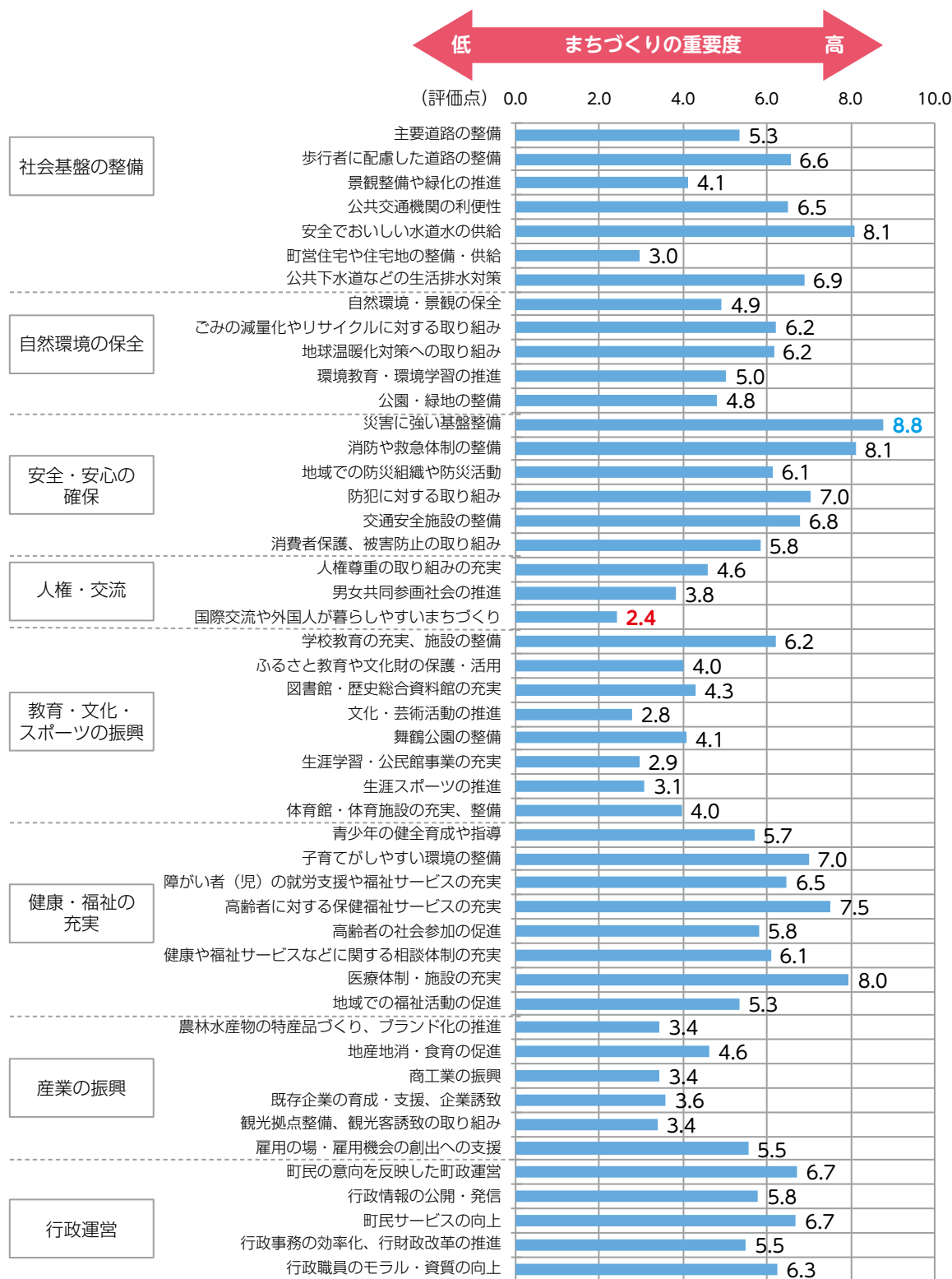
まちづくりの重要度について

まちづくりの重要度について、加重平均法*により各項目の重要度評価点を算出し、その結果を整理します。

※加重平均法の算出方法 5段階の評価にそれぞれ点数を与え評価点を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{pmatrix} \text{「1、重要である」} \times 10\text{点} \\ + \\ \text{「2、やや重要である」} \times 5\text{点} \\ + \\ \text{「3、あまり重要でない」} \times 0\text{点} \\ + \\ \text{「4、重要でない」} \times -5\text{点} \\ + \\ \text{「5、わからない」} \times -10\text{点} \end{pmatrix}}{\begin{pmatrix} \text{「1、重要である」} \\ \text{「2、やや重要である」} \\ \text{「3、あまり重要でない」} \\ \text{「4、重要でない」} \\ \text{「5、わからない」} \\ \text{の回答者数} \end{pmatrix}}$$

まちづくりの重要度の評価点については、「災害に強い基盤整備」(8.8)が最も高く、次いで「安全でおいしい水道水の供給」および「消防や救急体制の整備」(いずれも8.1)となっています。防災や生活基盤の確保など、安全・安心にかかわる分野の評価が高い傾向が見られます。一方で「国際交流や外国人が暮らしやすいまちづくり」(2.4)は最も低い評価点となっています。



第7次高鍋町総合計画

発行日 令和8年3月
編集・発行 宮崎県高鍋町地域政策課
〒884-8655
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地
TEL：(0983) 26-2018
FAX：(0983) 23-6303
ホームページ：<https://www.town.takanabe.lg.jp>
制作 株式会社ぎょうせい